

一般財団法人日本看護学教育評価機構

役員の報酬等に関する規程

2021年6月25日

規程第27号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）の定款第35条に基づき、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、機構の事務所を主たる勤務地とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 機構は常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年間報酬額とし、非常勤役員に対しては、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には、賞与は支給しないものとする。
- 4 役員の退職にあたっては、退職慰労金は支給しないものとする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員には、各年度の報酬等の総額が年額300万円の範囲において評議員会で承認を得た額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支給するものとする。

- 2 前項の支払日が休日および土曜日にあたる場合は、その日前の最も近い休日でない日とする。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第6条 月の途中で新たに役員に就任した場合、または退任、解任等の場合の当該期間の報酬は、日割計算を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込で支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の発議に基づき評議員会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2021年6月25日から施行する。